

邑楽町地方創生包括連携プラットフォームニュース

町と包括連携協定を締結している
企業・団体が参加した事業の情報をお知らせします

ORCP
NEWS vol.31邑楽藤川郵便局
手紙の書き方体験授業

令和6年12月18日、高島小学校の3年生の授業で手紙の書き方体験授業が開催され、児童たちは年賀状の書き方を学びました。郵便局の職員が手紙を出すためには、何を書くか、どこに書くかなどを説明し、一番最初に宛名を真ん中に大きく書くことで全体のバランスが取れると話していました。



郵便局職員が丁寧に書き方を説明

児童たちは誰に年賀状を出すか考えたり、新年のあいさつや今年挑戦したいことなどを記入したりしていました。

～地域と手をつなぐ活動～ VOL.7

邑助けネットワーク
活動報告

このコーナーでは邑助けネットワークの活動内容をお知らせします

高島小区協議会
遊ぼう会

令和6年12月21、25日、高島小区で遊ぼう会が行われました。遊ぼう会は、トランプやオセロ、麻雀などのテーブルゲームやグラウンドゴルフなどを行います。参加した田久保勉さん(谷中蛭沼・11区)は「みんなで楽しめる場所がないかと思っていたところ遊ぼう会を教えてもらいました。一人では



みんなで楽しくババ抜き

できないことも、多くの人が集まるこの場所ではできます。まだ参加したことがない人は、一つでも好きなことがあれば参加してみたいです」と話していました。

邑助けネットワークに参加、利用したい人は
こちらにご連絡ください▶役場福祉介護課☎47-5045

次回の掲載は5月号を予定しています



1ゲーム終わったら休憩

▼件名 邑楽町子ども・子育て支援事業計画の改定(案)
▼閲覧期間 2月10日⑧～3月10日⑧
▼閲覧場所 役場子ども支援課、町ホームページ、町立図書館、中央公民館、長柄公民館、高島公民館
▼閲覧時間 各閲覧場所の開庁・開館時間
▼意見の受付
▼対象者(次のいずれかに該当する個人または団体) ①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある

広聴
パブリックコメント(意見募集)を行います
子ども・子育て支援事業計画の改定

▼提出方法 次のいずれかの方法で提出
①郵送 〒370-0692(住所記入不要)邑楽町役場子ども支援課宛 ②☎88-6247 ③✉child-sprt@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参
▼受付期限 3月10日⑧
▼その他 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場子ども支援課で公表します(提出された意見に対する個別の回答は行いません)
▼問合せ 役場子ども支援課☎47-5023

協定
安全安心なまちづくりのために
3町と大泉警察署で協定を締結

令和6年12月17日、邑楽町、千代田町、大泉町の3町と大泉警察署で「安全安心なまちづくりのための連携と協力に関する協定」の締結式が行われました。

この協定は、3町と警察署が相互の情報提供などによって緊密に連携し、地域住民の安全・安心を確保すると共に、犯罪や交通事故のない住みやすい町づくりの実現を目指した内容が明記されています。



協定締結を終えた写真左から、高橋町長(千代田町)、村山町長(大泉町)、橋本町長、中島署長

プレミアム付賞品券(コハクペイ)

ポイント(プレミアム分)の有効期限は3月15日⑧で終了

※マネー(チャージ分)の有効期限は令和8年3月31日(火)までです。



有効期限を過ぎるとポイントは失効します。ご注意ください。

マネー・ポイント有効期限の確認方法(アプリタイプのみ)



chicaアプリを立ち上げ、ホーム画面の「内訳」をタップ



内訳画面で各ポイント毎の有効期限を確認



マネー・ポイントは有効期限の近いものから順に、自動で使用されます。

▶磁気カードを持っている人
来年度以降もプレミアム付商品券の販売が決定した場合は、同じカードを使ってチャージができます。マネー・ポイントを使い切ってもカードは捨てないでください。



問合せ▶役場商工振興課☎47-5026

競売

町有地をお売りします
一般競争入札による町有財産売却

一般競争入札とは、1つの物件に多数の購入希望者を募ったうえで、町が定めた最低売却価格以上の金額かつ最も高い金額で入札を行った人を売払いの相手として決定する方法です。

入札・開札

▼日時 3月18日⑧午前9時30分
▼会場 役場2階201会議室
▼売買物件 【地番】邑楽町大字明野50番5【地目】宅地【公簿面積】247.53㎡

▼最低売却価格 600万円

▼申込方法 役場財政課へ申込書を提出、または簡易書留による郵送

▼申込期間 2月25日⑧～3月10日⑧(簡易書留などによる郵送の場合は3月3日⑧午後5時15分まで必着)

※要領の配布は1月24日⑧～3月10日⑧まで。

※受け付けは役場開庁時間に限る。

▼申込・問合せ先 役場財政課☎47-5019